

# ～結婚に伴う住宅賃貸借費用と引越費用をサポート～ 鶴岡市での新婚生活を応援します！

- 1 事業名称** 令和6年度鶴岡市結婚新生活支援事業
- 2 対象世帯**
- (1) **新婚世帯**：下表全てに該当する世帯
  - (2) **継続補助世帯**：令和5年度結婚新生活支援事業補助金の交付決定を受け、上限額まで受給していない世帯

項目	要件
婚姻日	<b>令和6年1月1日から令和7年3月31日までに婚姻届が受理されていること</b>
年齢	夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下であること
所得	貸与型奨学金の返済額等を控除した夫婦の合計所得が500万円未満であること
住居	対象となる住宅が鶴岡市内にあり、 <b>夫婦双方又は一方の住民票の住所が当該住宅の住所となっていること</b>
その他	夫婦ともに市税等の滞納がないこと 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと 過去に結婚新生活支援事業による補助を受けたことがないこと

- 3 対象経費** 令和6年4月1日から令和7年3月31日までに支払った、同期間を対象とする、婚姻を機とする同居に係る以下の経費
- (1) **住居費**（家賃・敷金・礼金・共益費・仲介手数料）
  - (2) **引越費用**（引越・運送業者（運輸局の許可を受けた運送業者）への支払いに係る実費）
- 4 補助金額** 補助対象経費の合計額以内(1,000円未満切捨)。補助上限額は下記参照。
- (1) **新婚世帯**：夫婦共に39歳以下…**上限30万円**  
夫婦共に29歳以下…**上限60万円**
  - (2) 継続補助世帯：補助上限額からR5年度受給済額を差し引いた残額
- 5 受付期間** 令和6年7月1日（月）から令和7年3月31日（月）まで
- 6 申請の流れ** (新居の賃貸借契約、引越)
- ↓
- 事前相談** ※婚姻届提出前や新居の契約前であっても、事前相談可能です。要件の確認等、お気軽にご相談ください。
- ↓
- 7 提出先** 申請書の提出(令和7年3月31日まで)※提出書類は裏面参照

鶴岡市企画部地域振興課 婚活支援担当  
 〒997-8601 山形県鶴岡市馬場町9-25  
 TEL 0235-35-1191 FAX 0235-25-2990  
 e-mail chiikishinko@city.tsuruoka.yamagata.jp



## 8 提出書類

### ① 市ホームページからダウンロードできるもの

- 補助金交付申請書（様式第1号）
- 住宅手当支給証明書（様式第2号）※お勤めされている人数分
- 市税納付状況の照会に係る届出
- 市請求書
- アンケート

### ② 市役所の窓口や証明書コンビニ交付サービスなどで入手するもの

- 住民票
- 戸籍謄本
- 令和6年度(令和5年分)所得証明書 ※二人分 ※継続補助世帯は省略可

### ③ 住宅の管理会社又は家主などから入手するもの

- 賃貸借契約書の写し（押印箇所まで）
- 住宅賃貸費用及び引越し費用の領収書等の写し

### ④ その他該当する場合に提出するもの

- 貸与型奨学金の返済額が分かる書類（奨学金返還証明書等）
- 保護決定通知書

詳しくは  
こちら⇒



## Q & A

Q1 いつまでに支払った費用が対象になりますか。

A1 令和6年4月1日から令和7年3月31日までに支払った、同期間を対象とした費用が対象となります。下記のような場合は対象となりませんのでご注意ください。  
 ・対象外例①：令和6年3月31日までに支払った令和6年4月分の家賃  
 ・対象外例②：令和7年3月31日までに支払った令和7年4月分の家賃

Q2 夫婦の所得はどのように計算すればいいですか。

A2 市町村が発行する令和6年度所得証明書に記載の夫婦の所得額を合算し、貸与型奨学金の年間返済額（令和5年1月1日～令和5年12月31日までの期間に返済したもの）を控除した金額が500万円未満であれば、申請することができます。

Q3 結婚を機に、夫（妻）が婚姻前から借りている物件に妻（夫）が入居する場合、補助の対象になりますか。

A3 同居開始後に生じた費用が対象となります。また、同居開始が婚姻を機としたものでない場合は、婚姻日以降に生じた費用が対象となります。

Q4 結婚を機に新たに物件を借りる予定です。どのような場合が対象になりますか。

A4 夫婦いずれかの名義で契約された賃貸借契約が対象となります。  
 ただし、婚姻日より前の賃貸借については、婚姻日から起算して1年以内に、婚姻を機に新たに賃借した物件のみが対象となります。下記のような場合は対象となりませんのでご注意ください。  
 ・対象外例①：契約が夫婦の親名義で、夫婦が家賃を支払っている物件に係る費用  
 ・対象外例②：婚姻日の1年以上前から契約・同居している物件に係る費用